

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Tourism-development and Women in Palau

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松島, 泰勝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00001947

パラオにおける観光開発と女性

松島 泰勝

東海大学海洋学部

Tourism-development and Women in Palau

Yasukatsu Matsushima

Tokai University

本論はパラオにおける観光開発の特徴を検討し、その中で女性が果たす役割について考察することを目的とする。グアム、沖縄における観光開発と異なり、パラオでは外国人による土地所有を禁じ、パラオ人の経済活動への参加を促すような制度が確立されている。また、環境を保護し、内発的な観光開発を実現するための制度の存在、伝統的首長の活動が顕著である。しかし、急激な観光開発により生態系の歪みが生じていることも事実である。上述したようなパラオにおける観光開発の特徴を踏まえた上で、女性が社会経済一般において果たしてきた役割について論じる。

The object of this thesis is to examine characteristics of tourism-development and the role of women in Palau. Tourism-development in Palau is different from those of Guam and Okinawa with regard to the prohibition of land-owning by foreigners, the existence of the institutions to promote the participation of Palauans to economic activities. We can see some institutions and remarkable movements by traditional chiefs for protecting environment and achieving the endogenous tourism-development. But there are environmental problems for the abrupt tourism-development. Be based on the characteristics of tourism-development in Palau, we discuss the role of women in social economic situations in Palau.

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 1 外国資本に土地を占有され、経済支配
されないための諸制度 | 2.1 環境保護運動の歩み |
| 1.1 独自の土地制度 | 2.2 環境保護運動 |
| 1.2 外国資本を選別する諸制度 | 2.3 環境問題 |
| 2 環境と観光開発との調和 | 3 パラオ経済社会における女性の役割 |
| | 4 結論 |

* key words: Palau, tourism-development, women

* キーワード：パラオ、観光開発、女性

1 外国資本に土地を占有され、経済支配されないための諸制度

パラオの主産業は観光業であり、観光開発のための資金は外部から導入に頼っている。しかし、外国企業によってパラオ経済が支配されないような諸制度が確立されており、パラオ人の経済活動への参加、資産の蓄積が保証されている。

1.1 独自の土地制度

パラオ共和国憲法により外国人はパラオにおける土地所有が禁止され、土地の賃貸期間も50年に制限されている。外国人が賃貸する土地が個人所有地であれば、個人と交渉すればよいが、クラン所有地であれば、クランの全てのメンバーと交渉する必要に迫られる。日本企業のパラオ・パシフィック・リゾートは、クラン所有地のメンバーとの交渉だけで、8年の歳月がかかった (Sagric International Pty 1995: 7-4)。

現在、パラオ政府は、戦前の委任統治領政府や、戦後の戦略的信託統治領政府がそれぞれ所有し、管理していた土地であった公有地を、元々の地主、その継承者または州政府に返還する作業を進めている。しかし、所有権確認が困難であるため、地主への土地返還がスムーズに進んでいない。公有地は1955年においてパラオ全体の約73%であったが、94年になっても約70%を占めており、土地返還作業が進んでいない (Sagric International Pty 1995: 7-2)。その理由は、戦前、南洋庁により作成された土地台帳と、現在の土地の形状とが食い違っていたり、観光開発によって土地価格が上昇し、土地の所有を主張する人々が出現したことで、土地所有を巡る訴訟が頻発していることである。

1999年11月現在において全体で8,540件の土地関係争議が行われ、そのうち、1,011件はクラン間、1,133件は系族間、6,123件は個人間の土地の所有権を巡る裁判であった。地域別に分けると、2,326件は首都コロール州、1,157件はガラール州、795件はペリリュール州であった (Bank of Hawaii 2000: 18-19)。不明確な土地所有権、クランによる土地の共同所有制度、土地返還作業の沈滞等が、外国資本による観光開発の進捗を妨げている。

次にパラオ独自の土地制度により台湾企業の観光開発プロジェクトが中止に追い込まれた事例を紹介したい。1995年に台北の新聞広告上で、パラオの土地と市民権が購入可能であるとして投資の募集が行われた。しかし、パラオでは外国人による土地購入は不可能であり、市民権の売買も認められていない。このような公告に釣られて台湾人投資家が資金を投じた事業は、パラオ・エンパイア・エンターテイメント・ワールド計画と呼ばれている。バベルダオブ島のアイライ州全土地の約3分の1を事業対象地域とし、リゾート、住宅地、中華街、娯楽施設等が建設される予定であった。台湾投資家向けの600戸の住宅は、1戸当たり約1万ドルで400戸販売された。

1995年8月、パラオ文化経済貿易交流協会と、アイライ州知事、アイライ州公有地局のメンバー数人との間で土地賃貸の契約が締結され、96年に起工式が行われた。しかし、

96年、アイライ州の5人の首長等は公有地局委員長に対して、100年間の土地賃貸を取り消すよう求めた。首長達が開発計画に反対した理由は次の通りである。①土地の賃貸期間を50年間に限定したパラオ憲法に違反している。②土地賃貸の事実を事前に州民に知らせず、アイライ州公有地局の大半のメンバーの承認をえていない。③米軍が必要に応じ飛行場としてアイライ州の土地を利用できるとするコンパクト（パラオと米国との間で締結された自由連合盟約）の規定にも抵触している。パラオ最高裁判所は98年10月に首長等の訴えを認め、土地リース無効の判決を下したため、同事業は頓挫した（“Airai leases lands to Taiwanese for 100 years” *Tia Belau* 1995: 12/3-12/15, “Airai chiefs ask governor to cancel Taiwanese 100 years lease” *Tia Belau* 1996: 1/28-2/11, “Airai-Taiwan lease voided” *Tia Belau* 1999: 3/16-3/31）。

外国人による土地所有が禁止され、所有権の所在も複雑で混乱しているため、外国資本による土地占有や経済支配を防いでいるという側面がある。土地を賃貸する過程で、パラオ人地主が地代を得たり、外国資本とともに経済活動に参加する道も開かれている。

1.2 外国資本を選別する諸制度

パラオでは土地制度だけでなく、固有の海外投資法によっても外国資本の活動に制限が設けられている。外国投資法¹⁾に基づいて、外国投資許可証を発行する行政機関として外国投資委員会が設置されている。その役割は、①許可証発行申請の検討と、その承認、不承認の決定、②許可証の条件が遵守されているかどうかの監視、③外国投資法の規定の順守状況の監視等である。

外国投資委員会による外国投資審査の基準は次の通りである。(1)パラオにおける申請事業の経済的必要性、(2)申請事業が与える利用価値、(3)既存の現地人企業への影響、(4)申請者の誠実さ・財務能力・経験・専門的知識、(5)申請事業の技術的・経済的生産能力、(6)国民経済への貢献度、(7)直接的、間接的雇用創出度、(8)輸入額の大きさ、(9)国内原料・天然資源の利用度、(10)地元民への技術移転の程度、(11)申請事業に要する外資の規模、(12)社会的、文化的価値観や環境に対する影響度、(13)外資の投資額は50万ドル以上、パラオ市民を従業員全体の20%以上雇用、(14)申請事業に投下される資本や技術が、地元企業や個人によって実施できない規模・内容である。外資がパラオ経済の発展に役立つかどうかを重視されており、自らの利益のみを追求する外資は歓迎されていない。国内企業と競合したり、それを排除するのではなく、資本や技術の面で欠如している部分を外資が補完することが求められおり、雇用の増大、技術の移転、国内資源の利用等が期待されている。

投資申請書は、外国投資委員会だけでなく、申請者が活動する予定の各州の政府、大統領府、商工会議所、上下両院議会、そして、申請事項の徹底的な審査に必要と考えられる個人や機関に送付され、申請書に関する意見が求められる。

次のような特定の事業活動は、パラオ市民、または市民が所有権を有する企業に限定されている。(1)卸売り・小売業、(2)バス、タクシー、カー・レンタル業等、全ての陸運関係業、(3)手工芸おみやげ店（ホテルやパラオ国際空港に付属する店舗は除外）、(4)パン製造業、(5)ホテルやレストランに付属していない酒場、(6)ツアーガイド、フィッシングガイド、ダイビングガイド、その他の水上移動サービス業、(7)旅行代理店、(8)パラオ人のみがオーナーとなっている製造業、(9)旅行用の器具を含む器具のレンタル業、(10)マグロ等の高度回遊魚種を除く魚を対象とした漁業、(11)外国投資委員会が必要であると決定するその他の業種。

パラオ人の民間部門での雇用を促進するために、次のような措置が義務付けられている。外国人を雇用する前にパラオ人に対して求人広告を実施し、30日間に適当なパラオ人が見つからない場合において、外国人を採用することが可能となる。また、経営者は外国人労働者を雇用する場合、労働者の母国とパラオとの往復航空賃金、労働者1人に対し年500ドルの許可料を支払う必要がある。

パラオ政府は、独自の諸制度によって不特定事業への外国資本の進出を規制し、パラオ市民による経済活動の場や雇用を確保しようとしている。資本や経営能力等で上回る外国資本により島内経済が支配される事態を避けるための保護策であるといえよう。上で挙げた事業に外国人、外国企業が投資したい場合には、パラオ市民のパートナーが必要となる。この営業形態は、共同経営と呼ばれており、パラオ人の経営への参加が促されている。

2 環境と観光開発との調和

パラオにおける観光開発で重視されているのは、パラオ人の開発過程への参加とともに、パラオの自然を守ることである。本章では最初にパラオにおける環境保護運動の歴史をみたくうえで、今日における環境保護運動の内容について検討してみたい。

2.1 環境保護運動の歩み

太平洋戦争後、パラオは米国の戦略的信託統治領となったが、1969年から米国とミクロネシア諸島との政体交渉が始まった。当初はミクロネシア地域が統一して独立を目指していたが、1971年の第3回の交渉において米側がマリアナ地区、パラオ地区、マーシャル地区における軍事利用計画を明らかにしたことが契機になり、それぞれの地区ごとに米国と交渉するようになった。パラオの場合、米国の軍事的利用のほかにスーパーポート計画も米国との個別交渉の原因となった。同計画とは、日商岩井、日本興業銀行が5億ドルの予算でスーパータンカーの停泊地とオイル施設を建設するというものである。日本が中東、インドネシア方面から石油を運ぶ際の中継地としてパラオが地理的に良好な

場所に位置していたことが石油備蓄基地に選ばれた理由とされた。パラオ政界，経済界の有力者であるローマン・メチュール氏やラザルス・サリー大統領は計画の熱心な推進者であった。他方，南部大首長のユタカ・ギボンズ，北部大首長のレクライ・ウセビオ・テルメテートは，オイルの流出，珊瑚礁の破壊，外国人労働者の流入などを懸念し，「パラオ救済委員会」を結成した。結果的に同計画は実現しなかったが，反対派の大部分が後に非核憲法擁護運動に加わった。

1979年にパラオ憲法制定委員会は憲法を起草したが，同委員会の委員長は，後に初代大統領となるハルオ・レメリック氏であった。同憲法には次のような非核条項が含まれていた。憲法13条第6節「戦争を目的とする核，化学，ガス，あるいは生物兵器と原子力施設，そこから生じる核廃棄物などの有毒物質は，国民投票の4分の3以上の承認がない場合には，パラオ領内での使用・実験・貯蔵・廃棄は認めない（パラオ政府 1998）」。

米国は独立後のパラオにおいて自国の安全保障上の権限がおかされるとして，非核条項の撤廃を求めていた。メチュール氏が影響力を持っていたパラオ議会は同憲法草案を否決し，改めてメチュール氏等は非核条項を除いた憲法草案を提出した。しかし，同憲法草案は1979年の住民投票により否決された。80年に非核条項を含んだ憲法草案は島民の大多数から賛成票を得た（Hezel 1995: 354-356）。

憲法擁護派の中でアルフォンソ・オイッテロン（初代副大統領），トシオ・ナカムラ（ナカムラ大統領の兄）等がリーダーとなって，ピープルズ・コミティーを結成した。その他，南北大首長のほか，サントス・オリコン元下院議長，モーゼス・ウルドン氏，ジャンゼン・トリビヨン氏等も非核憲法擁護派に加わった。

当初，非核憲法に反対していたが，後に態度を変えたのはメチュール氏であった。ハルオ・レメリック氏に1981年の大統領選で敗北すると，メチュール氏は一転，非核憲法擁護派となり，メチュール氏の影響力が大きい議会が大統領と対立するようになった。非核憲法を巡りパラオ社会は2つに分かれ，4人の大統領で8回の住民投票が実施された。また，レメリック大統領は暗殺され，サリー大統領は不可解な自殺を遂げたほか，政府庁舎の放火，非核憲法擁護派へのテロ行為が頻発した。その後，コンパクト承認のための住民投票基準を投票総数の75%から過半数へと修正し，米国に対しては非核条項は適用しないとした結果，ナカムラ大統領の時代にコンパクトの住民承認が実現した。

マイクロネシア連邦，マーシャル諸島が1986年に独立したのに対し，パラオの独立が94年にずれ込んだ背景として，核物質による環境破壊をおそれて非核憲法を作成し，米国の反対にもかかわらず住民が同憲法を守ろうとした人々の環境に対する強い拘りを指摘することができよう。

2.2 環境保護運動

次に現在のパラオにおける環境保護運動をみてみよう。パラオでは1258種の植物，

5000種の昆虫，141種の鳥類が生息しているといわれている（Otobed and Maiava 1994: 8）。豊かな動植物がパラオにみられ，これらがパラオ観光の魅力となっている。特にコロール州とペリリュー州の間にあるロックアイランドはパラオ観光の一大景勝地である。パラオ人は観光地を開発の流れに任せるのではなく，環境を保護するための様々な対策を実施してきた。例えば，エルケウイド諸島は1956年に立ち入り禁止，エルメカオル水道は1976年に漁業禁止，エメリス諸島内は1995年に漁業禁止等の措置がとられた（Palau Conservation Society 1999a）。

また，1996年には「コロール・ロックアイランド利用法（Koror State Government 1996）」がコロール州議会を通過し，ユタカ・ギボンズ南部大首長が97年1月に承認し，発効した。有効期限は2017年までである。同法の目的は，観光客が入島できるロックアイランドの数を制限することで自然破壊をくい止め，パラオ市民による自給的漁業を促進することにある。観光客から徴収した入島料は自然保護を監視する活動（ボートによる巡回）のために利用されている。同法の成立にあたっては南部大首長ギボンズのイニシアティブが大きかったといわれている。

同利用法により「保護活動地域」に指定された島々にパラオ人は自由に入島でき，パラオ人が同行すれば4人以下の外国人パラオ居住者も同地域に入島可能である。しかし，パラオ人が観光客を連れていくことは禁止されている。外国の要人，パラオ政府・州・地域組織の公式ゲストにパラオ人のホストが同行する場合には，コロール州政府から特別許可証が発行される。「観光客活動地域」に指定された島々に入島する観光客は，15ドル（1ヶ月有効）の入島料，100ドル（1年有効）の入島料を支払う必要がある。同諸島にはパラオ市民やパラオ在住外国人も入島ができる。

1998年にコロール州は，「ロックアイランド利用法」を修正し，「コロール・ロックアイランド管理保護法」に名称を変更した。同法の修正により，大首長ギボンズが観光客に開放される島々を指定することが可能となり，パラオ人の同伴なしにパラオ在住外国人も保護活動地区に上陸することができるようになった。ロックアイランドにおいて，観光客は貝殻・サンゴ・岩の採取，サンゴの破壊，ゴミの投棄，植物の損壊，魚釣り許可を持たずに釣りをすること等が禁止されている。違法な行為をした場合，100ドルの罰金，7日以内の禁固刑が科せられる。

ロックアイランド以外のパラオの他の地域においても環境保護のための措置がとられている。1994年にカヤンゲル州，アルコロン州は共同で魚種の産卵場所である8つのリーフの通り道においてブルと呼ばれる漁獲禁止措置を実施した。魚数の減少を食い止めることが目的であった。また，96年には，カヤンゲル州のアルアンゲル環礁を対象として，商業的漁業による海洋資源の減少を防ぐために同州の首長が漁獲禁止を宣言し，州議会に働きかけ，漁獲禁止措置を立法化するように求めて実現させた（Palau Conservation Society 1999b: 7）。

ニワル州も1997年に、5年間サンゴ礁への立ち入りを禁止した。アイメリーク州のガルドック湖周辺は98年に保護地域に指定され、森林、水源地、沼地の保護がはかられた (Palau Conservation Society 1999c)。

1994年、ガラール州にマングローブ保護地区が設定され、伝統的、自給自足的、教育的な目的での利用のみが許可された (Palau Conservation Society 1999d)。98年には同州のガルマウの滝、山等が保護地区とされ、エコ・ツーリズムだけに開放された。

以上のようにパラオ各地域において自然保護の取り組みがみられる。その他、政府機関である環境保護委員会も、開発行為に対して環境影響評価 (EA)、環境影響報告書 (EIS) を義務付けて自然を保護しようとしている²⁾。開発者は開発の内容に応じて、環境保護委員会から次のような許可を得なければならない。土壤移動許可、浚渫許可、下水処理施設建設許可、汚物地中排出許可、汚物海中排出許可、汚物空中排出許可、固形汚物処理許可等である。

また、環境保護委員会は開発の内容に応じて次のような措置をとる。

- (a) EAやEISの両方とも免除する場合。既存の場所において施設の拡張を殆ど行わず、修繕だけを実施したり、小さな施設を設置する場合。
- (b) EAを必要とする場合。珊瑚の浚渫、タロイモ田栽培地や湿地の開発、稀少植物への影響度が大きい開発、農道の設置、マングローブへの影響度が大きい開発、川や海への汚物の廃棄、天然の排水システムへの影響度が大きい開発、25人から100人収容するホテルを建設する場合。
- (c) EISを必要とする場合。珊瑚礁を通過する海道の浚渫、化学工場の建設、大規模食品加工工場の建設、大規模農林事業の開発、大規模通信配備事業の開発、大規模な道路港湾の建設、ダム河川工事、大規模配電事業の開発、100人以上収容するホテルの建設、大規模発電所の建設、大規模リゾート・ゴルフ場の建設、大規模汚物処理場の建設、鉱山の開発、新住宅地域の建設、石油精製所の建設、新首都の建設、皮なめし製造工場の建設の場合。開発の内容によっては環境だけでなく、科学的、文化的影響調査を求める場合もある。EISは開発当事者でない第三者により作成される必要がある。

開発主体が環境保護法に反した場合、一日につき1万ドルまでの罰金が科せられる。環境に悪影響が生じた場合、事業者に対し環境保護委員会は汚物の除去と防御策を求める。同命令に従わない場合は、環境保護委員会の求めに応じて司法大臣または司法大臣の代理者は、最高裁判所が事業者に対し適切な対応策を実施するよう命じることを、申請する。

外資には上のような環境保護法が適用され、自然と調和する形で開発を実施しなければならないが、時には政治的配慮が働き、法律の施行が歪められる場合もある。

2.3 環境問題

パラオでは、上に考察したようなさまざまな環境保護のための諸制度が実施されることで乱開発に歯止めがかかっている。しかし、1990年代における急激な観光業の発展と、独立にともない米国からコンパクト・マネーが投入されるにしたがい、住民の所得が増加し、消費生活が向上するなどして、以下にみるような環境問題が深刻化しつつある。

首都コロール州には、日本のODAによって建設された国際珊瑚礁研究センターがあるが、その横にはコロール州のゴミ捨て場がおかれていた。ゴミ捨て場は溢れ返っていたが、移転先が見付からなかった。また、急激な観光客の増加により、汚水が処理施設の能力を超えて運ばれるため夜間に海中に排泄されていた。バベルダオブ島にあるアイライ州、メレキョク州、エサル州、ガラール州においてもゴミ捨て場は溢れ返り、住民の健康に与える危険性が指摘されていた。バベルダオブ島の北部に浮かぶ島であるカヤンゲル州でも、ゴミ捨て場問題が深刻であり、プラスチック、アルミ等の生物的処理が不可能なゴミがそのまま投棄されていた。しかし、カヤンゲル州は孤島で面積が狭く、穴が多く砂混じりの土壌であるため、廃棄物が島を汚染する危険性があった。ゴミをリサイクルするか、コロール、バベルダオブ島に移転する必要に迫られていた (Senate Committee 1999: 12-70)。

パラオにおいて現在、ゴミ焼却所がなく、ゴミの分別収集も実施されず、空き地にゴミをそのまま貯め置くという方法が行われている。島嶼の面積には限りがあるため、今後、ゴミ問題がさらに深刻化する恐れがあり、ゴミ処理問題の早期の解決が求められている。また、現在、バベルダオブ島の一周道路の建設工事が行われているが、建設過程で海が汚染される懸念がある。一周道路完成後には、同島における大規模観光開発による環境の破壊が予想されている。

次にマス・ツーリズム問題について検討してみたい。パラオに来島する観光客数は激増しており、1979年に5,876人であったが、85年には13,371人、88年には22,675人、90年には32,856人となった (Office of Planning and Statistics 1992)。94年から99年までの

表1 国別訪問者数 (1994年～1999年) [Office of Planning and Statistics 2000]

	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
日 本	17,493	21,052	22,619	20,507	21,571 (34%)	22,151
台 湾	6,126	11,163	23,309	31,246	18,503 (29%)	10,888
米 国	9,700	9,846	9,955	10,481	12,487 (19%)	11,714
フィリピン	3,554	3,199	3,838	3,344	3,033 (5%)	
その他アジア	3,989	4,328	4,102	4,194	1,981 (3%)	
ヨーロッパ	2,207	2,508	2,870	1,767	2,044 (3%)	
豪州・NZ	496	692	1,312	618	579 (1%)	
そ の 他	508	441	1,325	1,562	3,996 (6%)	
計	44,073	53,229	69,330	73,719	64,194	64,901

間にパラオを訪問した人々の数とその出身国の動向は表1で示した。

1980年代から90年代前半にかけて、パラオの美しい海を求めたダイビング目的の観光客が主流を占めていた。しかし、90年代後半から増加し始めた台湾観光客は、ダイビング目的ではなく、行楽地の一つとして大勢でパラオに押し寄せ、環境に対する理解が欠如し、パラオの環境に対し深刻な影響を与えていると指摘されている。台湾人の観光オペレーターは地元の観光協会に属さず、持続可能な観光業に関する会議にも参加しない傾向があるとされている (Palau Conservation Society 1999e)。

パラオ観光局は、パラオ観光業の今後のあり方として、マス・ツーリズムではなく、エコ・ツーリズムに重点を置くべきであると次のように提言している。マス・ツーリズムは、観光業に高成長をもたらしたが、主に利益を得たのは外国企業であり、観光客が地元において支出する金額は多くない。エコ・ツーリズムの方は、ゆるやかな成長であるが、観光客の支出額も多く、環境保護にも理解があり、系列下された企業により国外に資金が流出する程度も小さく、パラオ経済にとり好ましい、と (Palau Visitors Authority 1997: 12)。

しかし、パラオ政府は、コンパクト・マネーの大半を使い、「最大の民間部門である観光業の発展による経済自立の達成」を目標として掲げている。バベルダオブ島の一周道路建設により観光業がさらに発展すると期待している。パラオ観光局が主張するような内発的な観光開発をどのように実現していくかが今後の課題となろう。

3 パラオ経済社会における女性の役割

パラオにおける観光開発の過程において、外国人の土地所有が禁じられ、パラオ人の観光業への参加を保証するような制度が存在し、観光資源や生活資源としての環境を守る運動が行われていた。以上のような特徴をもつパラオの観光開発、そして経済社会一般において女性がどのような役割を果たしているのかについて論じてみたい。

先に、環境保護の観点から米国とのコンパクト締結に反対する運動について論じたが、その運動において女性は大きな働きを示した。1987年、28人の女性は、パラオ大統領や政府が米国の軍事計画を承認するために違憲行為をしたとして提訴に踏み切った。この動きに対して、男性のパラオ人リーダーは、グアムで発行され、ミクロネシア地域で購読されているPacific Daily News紙に公告を掲載した。その内容は、「パラオ人女性は政治について発言し、政治活動に参加する権利をもっておらず、女性が政治の世界に入ることはパラオの伝統に反している。」というものであった (Wilson 1995: 1)。当時は、女性運動がまだ男性から認知されていなかったといえる。

しかし、このような無理解なパラオ人男性による妨害に女性は屈しなかった。コンパクトに関する住民投票において、Kital Reng (パラオ語で「一つの心で」という意味) という女性団体は、注意深くコンパクトの各条項を研究し、各村においてコンパクトに

関する教育的なキャンペーンを展開した。その運動は、政府がコンパクトを住民に認めさせるために、各種集会を開き、ラジオを通じて宣伝活動をしたことへの対抗措置として行われた。政府職員は女性運動を妨害するために、政府のラジオ局の利用を拒否したこともあった (Wilson 1995: 181)。

次に現在活動している女性団体について論じてみたい。デディル・ベラウ (Didil Belau, パラオの女性という意味) は、環境問題、政治、倫理問題、教育、経済的平等に関心を有する女性団体である³⁾。女性の地位を改善するために特に教育に力を入れており、読み方・書き方教育、奨学金制度を実施している。毎年、大学で学ぶパラオ人女性に500ドル程度の奨学金を提供している。また、識字率を改善するためにパラオ・コミュニティー・カレッジにおいて毎月、「声を出して読む」運動を実践しているが、それは会員が子供達の前で声を出して本を読み、絵を見せて、子供が本を読めるようにするものである。

また、バザーを開催して、売上金を貧しい人に提供している。小学生、高校生の全国書き方大会の後援をして、各学校に練習用のカセットを寄付し、パラオで優勝し、グアムの大会に参加する生徒に往復の航空券とトロフィーをプレゼントしている。デディル・ベラウはパラオ人の人間開発に大きな貢献をしているといえる。

パラオ人女性は、次のように倫理的な事柄に関しても活発な役割を果たしている。1999年、ショッピングセンター内にスロットマシン店が開業されようとしたが、道徳的に問題があるとしてパラオ人女性が反対運動を展開し、同店を開店中止に追いやった⁴⁾。また、インターネット・パチンコ法案が提示された際にも、パラオ人女性は反対の意思を示した⁵⁾。2000年12月、日本企業とパラオ投資家との合弁で500万ドルの資本を有するマイクロネシア・インターネット開発テクノロジー社 (Midtech) が設置された。同社はインターネットによるバーチャル・パチンコのためにソフトを開発し、コンピューター・サーバーを運営する予定であった。同社の全株式の70%はスズテックという日本企業が所有し、30%はパラオ企業のマイクロネシア投資開発社 (Midcorp) が所有していた。Midtech社によるパラオ政府への全直接税額は1年で700万ドルになり、その他にも、給与・社会保障税、雇用などの経済効果が期待されていた。パラオ在住のパラオ市民やその他の人々はバーチャル・パチンコを利用できず、日本や他のアジア諸国の人々がインターネットを通じてバーチャル・パチンコを利用できるようなシステムであった。

2000年3月、パラオ議会においてギャンブルを合法化する法案が審議されていた際に、議員に聞こえるように、コロール州政府事務所からパラオ議会までのあいだを、同法案への反対を唱えながら女性達が行進した。その後、同法案に大統領が署名したことに対し、女性達はパラオ・コミュニティー・カレッジのカフェテリアに集まり反対の氣勢を上げた。女性達はまた、外国投資委員会に働きかけてインターネット・パチンコを行おうとする企業の申請を拒否させようと圧力をかけた。2002年6月現在において、インター

ネット・パチンコ業者が実際に営業をしている動きはみられない。

パラオ人が経済活動に参加できるような制度が整備されているが、そのような経済環境を利用して、多角的に企業を経営し、また、政界、女性運動において顕著な活躍をしているパラオ人女性を2人取り上げてみたい。最初はSandra Sumang Pierantozzi（サンドラ・スマン・ピラントッチ）である。ピラントッチ氏は、行政大臣を経験した後、1996年にパラオで最初の女性上院議員となり、2001年に最初の女性副大統領に就任した。同氏は政界で活躍するとともにMVP企業グループを所有し、建設、不動産、建物賃貸、花屋、宝石屋、金融等の企業を経営していた。また、同氏はパラオ環境保護協会の創設者兼理事として環境保護活動にも活発に取り組んでいる。パラオ環境保護協会は、環境保護活動にパラオ住民を参加させることを目的にして、研究・アドボカシー活動などを行うNGOである。さらに、同氏は、先に述べたデディル・ベラウの幹部でもある。

ピラントッチ氏は、上院議員であった1998年11月に反売春法案を提出した。法案の提出理由は、パラオにおいて1,2年前から売春行為（カラオケ、美容院）が顕著になっており、これがパラオ人家族の崩壊、家計の圧迫、パラオ人社会に性病やエイズの拡大などの原因になっているというものであった。売春行為をする女性は主に中国人、フィリピン人女性が多いが、彼女らの人権保護よりも、パラオ人家族の崩壊の危機を防ぐためにピラントッチ氏は、反売春法案を提出した。カラオケや美容院を経営する男性上院議員から法案反対の動きがあったが、同法案は議会を通過し成立した。

著者がピラントッチ氏に対して行ったインタビューで、同氏は次のようにこたえた。「パラオには女性解放運動はない。なぜならパラオ人女性は既に自由だからである。パラオ人女性は、土地、貨幣、タイトルを管理して文化的、伝統的な影響力を常に持っている。パラオ人女性が男性首長を任命し、男性首長のタイトルを取り除くこともできる。私の選挙の際（副大統領選挙）にも全ての人の教育改善、健康保持、環境保護、経済発展、住宅の改善などを公約とした。これらは特に女性だけを対象としたのではない」。

母系制社会を特徴とするパラオでは、土地、伝統的貨幣、タイトルが女性を通じて継承され、男性首長の就任も女性が決定する等、女性が伝統的世界では大きな権限を有している。また、伝統的な行事が開かれる場合、夫の家族は現金を出すのに対し、妻の家族は食べ物を出すという役割分担がある。現金を支払う夫、夫側の家族の方が負担が大きいという声をよく聞いた。

しかし、国会議員や州政府議員、中央政府や州政府の幹部、企業経営者等、近代的な諸制度においては男性が権力を行使している場合が多い。女性が司る伝統的な相互扶助的な社会システムと、主に男性が影響力を及ぼす近代的な社会システムとが混在しているのがパラオ社会の特徴であるといえる。しかし、近代的な社会システム内においてピラントッチ氏のような女性が力量を発揮しており、他の女性に対する刺激にもなり、今後、パラオ女性による近代的な諸方面での進出をさらに促すであろう。

次にBilung Gloria Salii (ビルン・グロリア・サリー) 氏を紹介したい。サリー氏は、南部大首長ユタカ・ギボンズの姉であり、コロール州以南のパラオ南部の伝統的社会ではクイーンとして位置づけられている。サリー氏は、メエシル・ベラウ (Mechesil Belau) というNGOを主催し、同団体は全てのパラオ人女性の福利向上を目的としている。メエシル・ベラウは、年次総会を開催し、家族の生存、生活に影響を与える問題について話し合う機会をもうけている。違法薬物販売者に対する厳罰法、売春禁止法、小学・高校レベルにおけるパラオ語・慣習・文化の教育促進法、ロックアイランドの環境を守るべくコロール州が制定した環境保護法等の法案成立過程でメエシル・ベラウは支援団体として大きな役割を果たした。また同団体は、葬式の簡素化(かつては朝方まで葬式が続いていたが、葬式費用を削減し、料理を無駄にしないために昼間だけの行事とした)、栄養価の低い輸入食料に代わり地元で生産された食糧の消費普及活動等にも力を入れている (Salii 1999: 8-9)。

1999年に開催された第6回女性会議において次のような決議が採択された。①パラオの慣習、土地権、財産権に関する問題を、伝統的な男女首長が管轄する慣習に基づいて解決する特別法廷の設置。②パラオにおけるカジノ建設の禁止。③外国人への住宅販売の禁止。④パラオ人に対して出国税を安くする。⑤違法薬物の乱用を厳しく取り締まっている司法大臣への支援等である (Salii 1999: 9-10)。

観光開発が進み、土地価格が上昇するにつれて、土地を巡るパラオ人同士の争いが顕著になっているが、土地問題を含めた争いを男女の伝統的首長が調整する必要性を認めている。スロットマシン、インターネット・パチンコに反対の意志を示したパラオ人女性は、射幸心を煽るという理由からカジノ構想にも反対したのである。国内で密造され、またフィリピンから持ち込まれる違法薬物を青少年が乱用して、学校や社会からドロップアウトする問題を解決するための厳重な取り締まりを女性達は求めている。さらに、労働者として流入する外国人の数が増大し、住宅不足、雇用不足などでパラオ人社会に影響を与えている外国人労働者問題に関してもパラオ人女性は大きな関心を示している。パラオ人女性は、伝統的社會システム、国における道德問題、パラオ人の社會生活を守るために発言をし、実践しているといえる。

パラオ女性の例として2人の女性を取り上げたが、一般女性の社會進出も次の図にみられるように顕著に進んでいる。全就労者に占める女性の割合が拡大している。特に、経営者・行政幹部、専門職において女性の割合が大きい。女性の社會進出が進んでいる理由として、観光業の發展、米国からの援助金増大による政府部門の拡大等が就業機会を増やしたことを挙げることができよう。また、島内における物価高、女性の社会的地位の高さも、共働きを促しているのだろう。

他方、民族別の職種の違いも顕著である。公務員・企業経営はパラオ人女性、ホテル・レストランの従業員はフィリピン人女性、カラオケ・美容院・衣料製造工場は中国

人女性、フィリピン人女性等のような違いがみられる。男性社会においても、パラオ人が政府関係、フィリピン人がホテル・レストラン、バングラデッシュ人・中国人が建設関係という民族別の職種の違いが存在している。

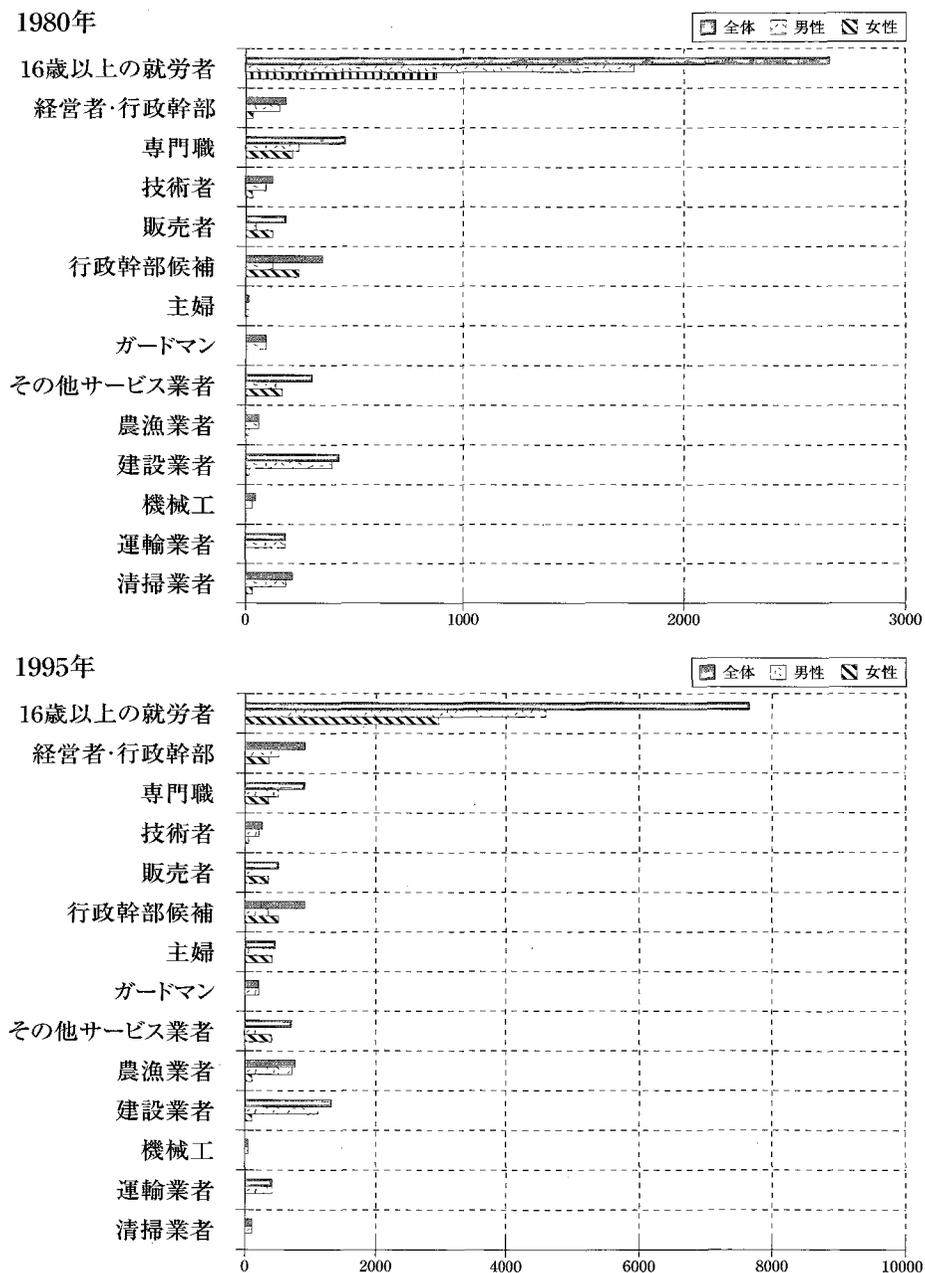


図1 性別職業分類 [Office of Planning and Statistics 2000]

4 結論

初めに、パラオにおいて外国資本による経済支配を防ぐための制度について検討した。外国資本が土地を占有し、利潤を独占的に取得しないように、外国資本による土地取得が禁止され、開発にあたってはパラオ人の経営参加、パラオ人企業の保護、環境と開発との調和が制度的に保証されている。これらは、外国資本による支配を排除すると同時に、外国資本を内部に取り込むための仕組みであるといえる。伝統的首長も環境保護法の成立過程に影響力を行使したり、漁業禁止措置をとって資源の乱獲を防いでいる。このような経済投資条件の設定、環境保護の方法はグアム、沖縄にはみられないものである。

独立前後において環境保護運動が盛んにおこなわれ、内発的な観光開発のための試みも実践されていた。パラオ各地を外部に対して無制限に開放するのではなく、資源の保存、自給的漁業やエコ・ツーリズムの推進等を目的として、環境へのアクセスに制限を設けていた。他方、観光客数の急激な増加によってゴミや汚水の処理問題が発生し、また、経済自立のための大規模観光開発が予定されているのも事実である。今後、内発的観光開発のための制度をいかに有効に利用するかが課題となろう。

パラオ人女性は、独立前後から環境保護運動に積極的に関わっていた。現在の女性団体も環境保護のほか、ギャンブル反対、売買春反対、地元食糧の利用、パラオ語・文化の振興、人間開発などに重点を置いた実践を展開しており、パラオにおける内発的観光開発の担い手として大きな役割を果たしている。その背景には、タイトル・財産等を女性が継承するという母系制社会の存在、女性の社会進出の増加、キーパーソンとしての女性リーダーの活躍などを指摘することができよう。

コンパクト反対運動の際に、新聞広告においてパラオ人男性が女性は政治に口を挟むべきではないとの声があつた。しかし、現在、女性初の副大統領の誕生に象徴的に示されているように、女性の政治的、社会的、経済的活躍が目覚ましい。その背景として、幾つかの女性団体、環境保護団体等のNGO活動が盛んであり、諸外国のNGO、女性との交流によりパラオ人女性の社会進出が促された面は否定できないであろう。

謝 辞

本稿をまとめるに当たって、多くの方の御世話になった。

共同研究会「自律的観光の総合的研究」にお招き下さり、本稿をまとめる機会を下さった、国立民族学博物館の石森秀三教授に心から御礼を申しあげたい。さらに、小生のインタビューに応じて下さったピラントッチ・パラオ共和国副大統領やキャサリン・コリンズ氏、資料を提供して下さいましたカメラ・ニラウスイ氏に心から感謝を申しあげたい。

注

- 1) 外国投資法はパラオ法令集 (*Palau National Code Annotated Title 28 foreign Relations and Trade*) に含まれている。外国投資法に関しては、パラオ外国投資委員会「パラオ・国情紹介と外国投資ガイド (II)」(*South Pacific* 1996: 6)、野畑健太郎「パラオ共和国——『外国投資法』の紹介」(『ミクロネシア』1991年1号・2号)、野畑健太郎「パラオの外資政策について」(『ミクロネシア』1994年1号)を参考にした。
- 2) 開発過程における環境保護法に関しては、*Palau National Code Annotated Title 24 Environment Protection*を参考にした。
- 3) デティル・ベラウの活動内容は、同団体の会員であったキャサリン・コリンズ氏 (Katherine Collins) とのインタビューに基づく。
- 4) 1999年5月～2000年4月までのパラオにおけるフィールド調査に基づく。
- 5) インターネット・パチンコについては、“Public outcry aired against slot machines” *Palau Horizon* 2000/3/31-4/6, “\$5-M firm formed to operate pachinko” *Palau Horiaon* 2000/12/1-12/8に基づく。

文 献

Bank of Hawaii

2000 *Republic of Palau Economic Report*. Honolulu: Bank of Hawaii.

Hezel, F.

1995 *Strangers in their own Land-A Century of Colonial Rule in the Caroline and Marshall Islands*. Honolulu: University of Hawaii.

Koror State Government

1996 *The Koror Rock Islands Use Act*. Koror: Koror State Government.

Office of Planning and Statistics

1992 *Republic of Palau Statistics Yearbook 1992*. Koror: Office of Planning and Statistics.

2000. *Republic of Palau Statistics Yearbook 1999*. Koror: Office of Planning and Statistics.

Otobed, D. and I. Maiava

1994 *Republic of Palau State of the Environment Report*. Apia: South Pacific Regional Environment Program.

パラオ政府

1998 「パラオ共和国憲法」矢崎幸生編『ミクロネシアの憲法集』東京：暁印書院。

Palau Conservation Society

1999a *Koror State Conservation Areas*. Koror: Palau Conservation Society.

1999b *State and Traditional Legal Authority in Palau*. Koror: Palau Conservation Society.

1999c *Ngardok Nature*. Koror: Palau Conservation Society.

1999d *Palau's Conservation Areas*. Koror: Palau Conservation Society.

1999e *Palau's Taiwanese Tourism Industry: Assessment of Issues and Suggestions for the Future*. Koror: Palau Conservation Society.

Palau Visitors Authority

1997 *Sustainable Development Policies and Action Plan*. Koror: Palau Visitors Authority.

Salii, B. G.

1999 *The Role of Women in Palauan Culture and Tradition (Remarks Delivered During the Opening Day Luncheon of Micronesian Traditional Leaders Conference in Palau).*

Sagric International Pty

1995 *Palau National Master Development Plan.* Adelaide: Sagric International Pty.

Senate Committee on Ways and Means and Senate Committee on CIP and Land Matters

1999 *Where Are We Regarding OEK Appropriations? Follow-up Oversight Report on State CIP Projects.* Koror: Senate Committee on Ways and Means and Senate Committee on CIP and Land Matters.

Wilson, L.

1995 *Speaking to Power-Gender and Politics in the Western Pacific.* New York: Routledge.